

Ⅲ. 地域福祉

地域福祉とは、一人ひとりの尊厳と人権を最大限に尊重する視点を持ちつつ、すべての人が住み慣れた地域の中で、その人らしく、安心して自立した生活を送ることができるようにするために、地域住民、福祉事業関係者、行政等が協働し、地域全体で生活課題の解決を目指すものです。

1. 重層的支援体制整備事業

事業名 重層的支援体制整備事業 (担当課 健康福祉部、子ども未来部)

事業開始年度	令和3年度		
6年度予算	—	前年度決算	—
補助率		根拠法令等	社会福祉法

目的 既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する。

事業内容

区分	事業名	所管課	参照 (保健福祉事業概要)
相談支援	地域包括支援センター運営事業	健康福祉部長寿支援課	84ページ
	障害者基幹相談支援センター運営事業	健康福祉部障害者福祉課	22ページ
	子育て世代包括支援事業	子ども未来部 子ども子育てサポートセンター	332ページ
	生活困窮者自立相談支援事業	健康福祉部生活支援第2課	98ページ
	支え合いの仕組みづくり事業 (アウトリーチ事業)	健康福祉部地域福祉課	89ページ
	支え合いの仕組みづくり事業 (多機関協働事業)	健康福祉部地域福祉課	89ページ
参加支援	支え合いの仕組みづくり事業 (参加支援事業)	健康福祉部地域福祉課	89ページ
地域づくり	地域介護予防活動支援事業	健康福祉部長寿支援課 健康福祉部地域福祉課 健康福祉部地域保健課	83ページ
	生活支援体制整備事業	健康福祉部地域福祉課	93ページ
	地域活動支援センター運営事業	健康福祉部障害者福祉課	23・41ページ
	子育て交流プラザ運営事業	子ども未来部子ども政策課	257ページ
	児童センター運営事業		267ページ
	つどいの広場事業		266ページ
地域子育て支援センター事業		260ページ	
生活困窮者社会資源活用促進事業 絆づくり補助事業	健康福祉部生活支援第2課 協働推進部協働推進課	100ページ —	

※各事業の詳細は記載する各ページを参照のこと

2. 支え合いの仕組みづくり事業

事業名 支え合いの仕組みづくり事業 (担当課 地域福祉課)

事業開始年度	平成 17 年度		
6 年度予算	47,675千円	前年度決算	32,690千円
補助率	—	根拠法令等	社会福祉法

目的 地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築や災害時の地域での支え合いの体制づくり、見守り活動や孤立防止を推進する。

事業内容 (1) 「支え合うところあふれるまち くるめ」をめざし、“個別支援の成果や課題を活かした地域づくり”と“地域力強化による個別課題の早期発見・早期解決”により、くるめ支え合うプラン(久留米市地域福祉計画・地域福祉活動計画)を推進する。

- ・関係を豊かにする
- ・寄り添う体制を整える
- ・地域をともに創る人を育む

(2) 効果的な避難行動要支援者支援の充実に向け、各校区で避難行動要支援者名簿を活用した図上訓練等を実施することにより、避難行動要支援者の個別支援計画の具体化等に取り組む。

【避難行動要支援者名簿を活用した図上訓練実施状況】

年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施校区数	15	9	9	19	22
参加者数	931	528	447	1,140	1,091

(3) 地域住民や自宅を訪問する事業者が、日常の活動や業務の中で、「郵便物がたまっている」、「何日も洗濯物が干されている」というような異変に気づいた場合には、市が開設する通報窓口(くるめ見守りほっとライン)へ通報する、『くるめ見守りネットワーク』を、平成25年12月より開始した。地域全体で見守り活動を行い日常生活における異変を早期に発見し、支援につなげる取り組みを推進し、地域での支え合いの意識を広げていく。

【くるめ見守りほっとライン通報件数】

年度	R1	R2	R3	R4	R5
通報件数	46	40	46	37	41
うち安否確認	36	34	38	34	39
その他問合せ等	10	6	8	3	3

(4) 本人や世帯の複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、次の支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組む。

- ・本人や世帯の属性に関わらず受け止める「相談支援」
- ・本人や世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」
- ・地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」

3. 社会福祉審議会

事業名 社会福祉審議会 (担当課 地域福祉課)

事業開始年度	平成 20 年度 (中核市に伴う移譲事務)		
6 年度予算	1,367千円	前年度決算	829千円
補助率	—	根拠法令等	社会福祉法 久留米市社会福祉審議会条例

[審議会の概要及び目的]

社会福祉法第7条1項の規定に基づき、中核市移行に伴い平成20年度に設置した。市長の諮問に対する答申や、関係行政機関への意見具申を行うことにより、市民の福祉向上に寄与することを目的としている。

なお、審議会の所掌事項は福祉全体にわたり、各分野ごとに専門性を持って調査・審議を行う必要があるため、専門分科会・部会を設置する。

[専門分科会・部会の構成]

区 分		所 掌 事 項	事 務 局
専 門 分 科 会	民生委員審査専門分科会	・ 民生委員の適否の審査に関する事項 ・ 民生委員推薦会の推薦者に対する意見 など	地域福祉課
	障害者福祉専門分科会	・ 身体障害者の福祉に関する事項 ・ 知的障害者の福祉に関する事項 など	障害者福祉課
	児童福祉専門分科会	・ 児童の福祉に関する事項 ・ 母子の福祉に関する事項 など	子ども未来部 総務
	老人福祉専門分科会	・ 老人の福祉に関する事項 など	長寿支援課
部 会	障害者福祉専門分科会審査部会	・ 身体障害者の障害程度に関する事項 など	障害者福祉課

4. 民生委員児童委員協議会助成・一斉改選事業

事業名 民生委員児童委員協議会助成・一斉改選事業 (担当課 地域福祉課)

事業開始年度	昭和 23 年度		
6 年度予算	79,738千円	前年度決算	78,729千円
補助率	—	根拠法令等	民生委員法

目的 地域住民の相談に応じ必要な支援を行う民生委員児童委員活動は、地域福祉の向上に寄与するものであり、その活動を助成することにより、社会福祉の増進を図る。

事業内容 (1) 協議会は、多様な福祉活動を行うため、研修や広報、定例会での行政等との情報・意見交換を実施する。
 (2) 一斉改選とは、3年毎に全民生委員・児童委員の就退任を同時に行うもので、就任に際しては、久留米市民生委員推薦会の推薦が必要である。

(単位：円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
報償費(年額/1人)	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000

【民生委員・児童委員】

久留米市民生委員推薦会の推薦を受け、厚生労働大臣より委嘱。

○職務(民生委員法第14条・児童福祉法第17条)

- ①住民の生活状況を必要に応じて把握し、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。
- ②福祉事務所その他の関係機関に協力する。
- ③高齢者、母子家庭、心身障害者、生活保護等の相談、助言及び援助を行う。
- ④民生委員は児童委員を兼ね、地域の児童、妊産婦の状況について把握し、必要な援助を行う。

○任期(民生委員法第10条)

3年(現在の任期は令和4年12月1日～令和7年11月30日)

各年度の委嘱状況

(単位：人)

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
男	215	210	211	205	201
(主任児童委員内訳)	(8)	(8)	(8)	(8)	(9)
女	352	353	355	352	360
(主任児童委員内訳)	(80)	(80)	(79)	(80)	(79)
計	567	563	566	557	561
(主任児童委員内訳)	(88)	(88)	(87)	(88)	(88)
民生委員1人当り 平均受持世帯数	277	281	282	286	300

(各年度4月1日現在)

(1人当り平均受持世帯数：世帯数/実員数を小数点以下切捨)

5. 保護司会助成事業

事業名 保護司会助成事業 (担当課 地域福祉課)

事業開始年度	昭和 25 年度		
6 年度予算	2,322千円	前年度決算	2,444千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 犯罪をした人の更生を助け、犯罪予防のための諸啓発活動等を助成することにより、公益の増進を図る。

事業内容 (1) 犯罪をした人の改善及び更生を助け、犯罪の予防を図るための啓発活動
 (2) 犯罪をした人の改善及び更生を助け、犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力
 (3) 犯罪予防に寄与する地方公共団体の施策への協力

6. 社会福祉法人等指導監査

事業名 社会福祉法人等指導監査 (担当課 地域福祉課)

事業開始年度	平成 20 年度 (中核市に伴う移譲事務)		
6 年度予算	4,466千円	前年度決算	2,877千円
補助率	—	根拠法令等	社会福祉法、老人福祉法等

目的 社会福祉法人・社会福祉施設及び届出保育施設等に対して指導監査を実施することにより、適正な運営の確保と利用者に対する福祉サービスの質の向上を図る。

事業内容 指導監査は、関係法令及び国の通知等に基づく指導監査事項等のほか、法人・施設運営の実情を踏まえた指導監査方針を定め実施する。法人・施設の運営が法令の趣旨に沿うよう適正に行われているか、利用者へのサービスの向上が図られているかを把握し指導するものである。定期的な指導監査のほか、問題を有する法人・施設に対しては特別監査を実施する。

対象 (1) 社会福祉法人
 (2) 第一種社会福祉事業を実施する施設
 (3) 保育所等
 (4) 認可外保育施設 (立入調査)

対象数 ※令和 6 年 4 月 1 日現在

社会福祉法人	市社会福祉協議会	1
	保育所のみを経営する法人	43
	その他法人	23
	計	67
施設	老人福祉施設	38
	障害者福祉施設	12
	保育所等	58
	届出保育施設等	49
	計	157

指導監査等実施状況

実施年度		令和 5 年度
社会福祉法人		24
		117
施設	老人福祉施設	12
	障害者福祉施設	1
	保育所等	61
	届出保育施設等	43

7. 生活支援体制整備事業

事業名 生活支援体制整備事業 (担当課 地域福祉課)

事業開始年度	平成 27 年度		
6 年度予算	48,061 千円	前年度決算	43,126 千円
負担割合	繰入金23/100、国38.5/100、県19.25/100	根拠法令等	介護保険法

目的 すべての地域住民が、住み慣れた地域のなかで、地域の人々と交流し、不安や孤独を感じることなく安心して在宅生活を続けていくことができるように、地域住民組織を中心として、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人や協同組合、事業者等、さらには元気な高齢者など多様な主体が協力して、多様な生活支援を重層的に提供する支え合いの仕組みづくりを行う。

事業内容

- (1) 関係者のネットワーク化やサービスの担い手の養成などを行う「生活支援コーディネーター」を配置する。
- (2) 生活支援サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化に加え、多様な地域課題を検討できる場（協議体）として、校区コミュニティ組織の区域ごとに「支え合い推進会議」、市全体を対象に「支え合い推進部会」を設置し、支え合いの仕組みづくりに取り組む。

○支え合い推進会議設置校区数

年度	H30	R1	R2	R3	R4	合計
設置校区数	10	9	7	1	1	46

IV. 援護・その他

1. 行旅病人及び行旅死亡人

事業名 行旅病人及び行旅死亡人 (担当課 生活支援第1課)

事業開始年度	明治32年度		
6年度予算	2,578千円	前年度決算	2,045千円
補助率	—	根拠法令等	行旅病人及び行旅死亡人取扱法 墓地、埋葬等に関する法律

目的 救護者のいない行旅中の病人(行旅病人)や引取者のいない行旅中の死亡人(行旅死亡人)の救護及び処置を行い、社会福祉の増進を図る。

事業内容 (1) 行旅病人 親族を確認後、親族に連絡。事情によっては生活保護での対応。
(2) 行旅死亡人 火葬後、その旨の公告を行い市納骨堂に安置。
(3) 引取人がない遺体 遺体を引き取り火葬。遺骨は市納骨堂で一時保管。

行旅死亡人処理公告件数 (単位: 件)

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1	0	0	0	0

引取人がない遺体 (単位: 件)

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
8	10	6	13	27

2. 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

事業名 戦傷病者・戦没者遺族等の援護 (担当課 生活支援第1課)

事業開始年度	—		
6年度予算	25千円	前年度決算	14千円
補助率	—	根拠法令等	恩給法 戦傷病者戦没者遺族等援護法

目的 国家補償の精神に基づき、戦傷病者及び戦没者遺族等に対して恩給・弔慰金・給付金等が支給されており、久留米市ではこれらの請求等を受付後、県へ書類提出等の事務を行っている。

事業内容 (1) 恩給
恩給受給者死亡時における失権届の提出及び恩給欠格者の書状等の請求事務。
(2) 給付金
戦没者及び戦傷病者の妻等に対する特別給付金請求受付事務。
(3) 弔慰金
恩給法の公務扶助料、援護法の遺族年金等の年金給付を受ける遺族がいない場合に、一定範囲の遺族に対して支給される特別弔慰金請求受付事務。

3. 戦没者慰霊祭

事業名 戦没者慰霊祭 (担当課 生活支援第1課)

事業開始年度	昭和28年度		
6年度予算	3,682千円	前年度決算	3,261千円
補助率	—	根拠法令等	—

目的 戦没者の冥福を祈り遺族を慰めるとともに、平和を祈念する。

事業内容 忠霊塔等に安置されている戦没者の冥福を祈り遺族を慰め、平和を祈念するための戦没者慰霊祭を、毎年久留米市主催で実施している。

※コロナウイルス感染症蔓延防止のため、4年度は中止した。

4. 要援護団体助成事業

事業名 要援護団体助成事業 (担当課 生活支援第1課)

事業開始年度	—		
6年度予算	2,508千円	前年度決算	1,908千円
補助率	—	根拠法令等	—

目的 要援護団体(遺族連合会・被爆者の会)の平和の尊さを訴える諸活動等を助成することにより、公益の増進を図る。

事業内容 (1) 久留米市遺族連合会

平和事業(慰霊祭等)の開催及び会員相互の相談・扶助等の活動に対する補助

(2) 久留米被爆者の会

核廃絶等の平和事業活動及び会員相互の相談・扶助等の活動に対する補助

※5年度は、補助金交付なし

5. 災害見舞金支給事業

事業名 災害見舞金支給事業 (担当課 生活支援第1課)

事業開始年度	昭和49年度		
6年度予算	1,638千円	前年度決算	49,561千円
補助率	国・県3/4 (災害弔慰金のみ)	根拠法令等	久留米市災害弔慰金の支給等に関する条例

目的 火災や自然災害等で死亡、障害が残った時及び住居に被害を受けた時に、弔慰金及び見舞金等を支給することで、市民の福祉及び生活の安定に資する。

事業内容

(1) 災害弔慰金

自然災害により死亡した時

主たる生計者 500万円 その他の者 250万円

(2) 災害障害見舞金

自然災害により著しい障害が残った時

主たる生計者 250万円 その他の者 125万円

(3) 災害見舞金等

	1世帯又は1人当たり	1人世帯	久留米市に住民登録をしていない者
全焼・全壊・流出・埋没	100,000円	60,000円	左記の額のそれぞれ1/2
半焼・半壊	50,000円	30,000円	
床上浸水	30,000円	20,000円	
死亡者・行方不明者	200,000円		40,000円
重傷者	50,000円 (3か月以上の入院) 30,000円 (1か月以上～3か月未満の入院)		5,000円
被災者	寝具等の給与		

※令和3年8月11日からの大雨に係るものについては、上記の額の倍額を支給した。

災害見舞金等交付状況

(円)

区分	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
全焼	4	360,000	15	1,220,000	8	720,000	6	520,000	14	1,180,000
全壊	1	100,000	1	60,000	0	0	0	0	13	1,220,000
半焼	2	100,000	2	80,000	0	0	0	0	0	0
半壊	1	25,000	1	50,000	70	5,740,000	0	0	369	16,110,000
浸水	134	3,310,000	296	7,520,000	427	22,380,000	3	90,000	728	18,960,000
死亡	2	400,000	3	600,000	2	400,000	4	800,000	3	600,000
重傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寝具給与	41	666,149	13	211,640	13	208,780	18	295,020	372	6,491,130
弔慰金	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,000,000
合計	185	4,961,149	331	9,741,640	520	29,448,780	31	1,705,020	1500	49,561,130

6. 災害援護資金貸付事業

事業名 災害援護資金貸付事業 (担当課 生活支援第1課)

事業開始年度	昭和49年度		
6年度予算	3,500千円	前年度決算	15,667千円
補助率	—	根拠法令等	災害弔慰金の支給等に関する法律

目的 自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、市民の福祉及び生活の安定に資する。

事業内容 (1) 資格

災害を受けた当時、久留米市に住所を有する世帯主。

(2) 貸付額

①世帯主が1か月以上の療養を必要とする傷病を受け、かつ

- ・家財の被害が1/3以上及び住居の被害がない場合 1,500,000円
- ・家財の損害、かつ住居の損害がない場合 2,500,000円
- ・住居が半壊した場合 2,700,000円
- ・住居が全壊した場合 3,500,000円

②世帯主の負傷がなく、かつ

- ・家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 1,500,000円
- ・住居が半壊した場合 1,700,000円
- ・住居が全壊した場合 2,500,000円
- ・住居の全体が滅失した場合 3,500,000円

(3) 利息

保証人あり 無利子

保証人なし 措置期間中無利子 措置期間後1%

(4) 償還方法

元利均等償還

(5) 貸付状況

年度	R4年度	R5年度
件数	0件	9件
金額	0円	15,667千円

※平成25年度から令和2年度までは貸付実績なし。

7. り災証明書交付

事業名 り災証明書交付 (担当課 生活支援第1課)

目的 大雨・地震等の自然災害によるり災について、り災証明書の交付を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援を行う。

事業内容 自然災害による住家等のり災について、被害調査結果に基づいて、り災証明書の交付を行う。

り災証明書の交付件数

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
452件 (うち7月・8月豪雨441件)	756件 (うち7月・8月豪雨733件)	51件	2,838件 (うち7月豪雨2,763件)

8. 生活困窮者自立支援事業

事業名 生活困窮者自立支援事業 (担当課 生活支援第2課)

事業開始年度	平成27年度		
6年度予算	98,858千円	前年度決算	93,373千円
補助率	国3/4~1/2	根拠法令等	生活困窮者自立支援法

目的 平成27年4月1日からの生活困窮者自立支援法の施行に伴い、「久留米市生活自立支援センター」を設置し、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図ることを目的として、様々な理由により生活に困りごとを抱えている市民の方に寄り添い、経済的・社会的自立に向けた支援を行うもの。

事業内容

(1) 自立相談支援事業の実施

相談支援員が相談を受け、解決に向けてどのような支援が必要になるのかを相談者と一緒になって考え、具体的な支援計画を作成する。また、支援計画に基づき相談者に寄り添いながら、自立に向けた支援を実施する。

【実績】

区分 \ 年度	R3年度	R4年度	R5年度
新規受付数	2,044件	1,484件	1,122件
プラン作成数	1,051件	646件	940件
プラン作成率	51.4%	43.5%	83.8%
就労・増収者数	未集計	135件	161件

(2) 住居確保給付金の利用相談・受付及び受給決定後の支援

離職などにより、住居を失った方や失う恐れのある方に対して、一定期間、家賃相当額を支給する「住居確保給付金制度」の利用相談や受付を行う。また、支給決定後には、就職に向けた支援を実施する。

【実績】

区分 \ 年度	R3年度	R4年度	R5年度
総支給額	34,481千円	29,447千円	11,607千円
新規決定件数	135件	126件	41件
就職件数	未集計	12件	17件

(3) 就労訓練事業の利用相談や子どもの学習・生活支援事業の実施 (生活保護と一体的に実施)

直ちに一般就労に就くことが困難な方に対して、その方の状況に応じた就労機会を確保し、一般就労に向けた就労訓練を実施する「就労訓練事業」の利用相談や訓練対象者を受け入れる民間企業等とのネットワーク構成を実施する。

また、親子の進学意識の醸成や日常生活習慣の改善、子どもの自立に向けた動機付けなどを目的として「子どもの学習・生活支援事業」を実施する。

【就労訓練事業認定事業所数】

種別	年度		
	R3年度末現在	R4年度末現在	R5年度末現在
介護	14	15	15
小売業	1	1	1
製造業	1	1	1
学習塾	1	1	1
配送センター	1	1	1
飲食業	1	1	1
農業	2	2	2
障害	1	1	1
派遣業	1	1	1
合計	23	24	24

【就労訓練事業実績】

	新規		継続		うち一般就労 決定者
	生保	困窮	生保	困窮	
令和3年度	0人	0人	4人	1人	0人
令和4年度	2人	1人	2人	1人	0人
令和5年度	1人	0人	4人	2人	0人

【子どもの学習・生活支援事業支援者数】

(アウトリーチ型)

区分	年度		
	R4年度	R5年度	
生活保護	既卒	0名	3名
	中3	20名	21名
	中2	19名	4名
	中1	8名	11名
	小6	8名	5名
	小5	4名	4名
	小4	1名	0名
生活困窮	既卒	0名	1名
	中3	16名	19名
	中2	10名	19名
	中1	10名	3名
	小6	2名	9名
	小5	15名	4名
合計	103名	103名	

(居場所型)

区分	年度		
	R4年度	R5年度	
生活保護	中3	8名	15名
	中2	14名	4名
	中1	5名	4名
	小6	0名	0名
	既卒	0名	2名
	生活困窮	中3	13名
	中2	7名	13名
	中1	5名	1名
	小6	0名	1名
	既卒	0名	1名
合計		52名	58名
平均参加者数		11.7名/回	9.67名/回

(4) 就労準備支援事業の実施（生活保護と一体的に実施）

一般雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、有期で就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を計画的かつ一貫して支援し、就労に必要な基礎能力の獲得を目指すもの。

事業開始：平成28年度

【実績】

	利用状況		新規登録		終了者	
	生保	困窮	生保	困窮	生保	困窮
令和3年度	4.7人/月	1.5人/月	19人	9人	9人	6人
令和4年度	6.4人/月	0.6人/月	11人	3人	9人	4人
令和5年度	5.8人/月	1.6人/月	13人	11人	15人	6人

(5) 家計改善支援事業の実施

家計に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付のあっせんを行うことなどにより、家計面での自立を助長する。

事業開始：平成28年度

【実績】

	新規受付	面談	同行支援	プラン作成	貸付斡旋 (※)
令和3年度	1,208件	603件	310件	769件	1,311件
令和4年度	629件	789件	483件	484件	39件
令和5年度	561件	974件	588件	656件	22件

※貸付斡旋：社会福祉協議会の生活福祉資金等の貸付制度を利用する場合に本人の家計収支状況や実現可能な返済計画案を提出し、貸付実行を促すもの。貸付実行までの審査期間が短くなることも多い。

(6) 一時生活支援事業の実施

住居を持たず、所得が一定額未満の生活困窮者に対して、有期で衣・食・住を供与するとともに、自立相談支援事業と緊密に連携しアセスメントを行い、自立に向けた支援を行うもの。

事業開始：平成28年度

【実績】

	利用状況	新規利用	終了者	生活保護 申請者数	就職者数
令和3年度	4.0人/月	12人	8人	2人	2人
令和4年度	3.2人/月	9人	8人	1人	2人
令和5年度	3.8人/月	14人	16人	4人	3人

(7) 社会資源活用促進事業の実施

社会的弱者や困窮者の孤立を防ぎ、地域で支えていくことを目的に、交流やつぶやきの場、就労訓練の場として「地域食堂」を活用することで支え合いの取り組みを支援するもの。

事業開始：平成30年度

【実績】

	営業日数	利用人数	平均開催日数	平均利用者数
令和3年度	203日	17,804人	22.5日/月	87.7人/回
令和4年度	304日	27,213人	25.3日/月	89.5人/回
令和5年度	306日	30,557人	26日/月	100人/回

9. 住民税非課税世帯等給付金給付事業

事業名 価格高騰重点支援給付金給付事業 (担当課 健康福祉部総務)

事業開始年度	令和5年度		
6年度予算	—	前年度決算	1,357,709千円
補助率	国10/10	根拠法令等	市要綱

目的 エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯（住民税非課税世帯等）に対して、生活・暮らしの支援を行う観点から、給付金を支給するもの。

事業内容 対象世帯に対して、1世帯あたり3万円の給付金を支給する。

給付スケジュール等

令和5年6月7日	定例議会にて補正予算成立
7月1日	コールセンター（最大8回線）・申請受付窓口・事務センター開設
7月14日	通知書発送開始
8月4日	給付開始
8月8日	確認書発送開始

対象世帯等

	住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯
対象世帯	基準日（令和5年6月1日）に久留米市に住民登録があり、令和5年度分の世帯全員の住民税所得割が非課税である世帯
給付額	3万円（1世帯あたり）
支給市町村	令和5年6月1日に住所地のある市町村
手続方法	<p>[通知書方式] 市が口座登録のある該当世帯に通知書を発送する。辞退者以外提出不要。</p> <p>[確認書方式] 市が該当世帯に支給要件確認書を発送し、返送。書類審査後に支給。</p> <p>[申請方式] 市民が市に申請書を郵送。書類審査後に支給。</p>
申請期限	令和5年10月31日

支給実績（令和5年度）

	非課税世帯		均等割のみ課税世帯	
	通知書・確認書	申請書（※）	通知書・確認書	申請書（※）
送付件数	38,736世帯	—	5,554	—
支給件数	37,371世帯	442世帯	5,301世帯	5世帯
支給割合	96.5%	—	95.4%	—
支給額	37,813世帯 1,134,390千円		5,306世帯 159,180千円	
支給額計	43,119世帯 1,293,570千円			

※申請書とは、住民税の賦課基準日以降（R5.1.2～）の転入者など、本市において税情報や口座情報を把握していない給付対象世帯に対して取り扱ったもの。

■歳出

項目	予算額	決算額
事業費	1,323,000千円	1,293,468千円
事務費	107,435千円	64,241千円
合計	1,430,435千円	1,357,709千円

※当事業は、地方創生臨時交付金10/10の財源を受けて実施するもの

事業名 物価高騰対応重点支援給付金給付事業 (担当課 健康福祉部総務)

事業開始年度	令和5年度		
6年度予算	81,272千円	前年度決算	2,540,326千円
補助率	国10/10	根拠法令等	市要綱

目的 エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯（住民税非課税世帯等）に対して、生活・暮らしの支援を行う観点から、給付金を支給するもの。

事業内容 対象世帯に対して、1世帯あたり7万円の給付金を支給する。

給付スケジュール等

令和5年12月19日	定例議会にて補正予算成立
令和6年1月5日	コールセンター・申請受付窓口・事務センター開設
1月19日	通知書発送開始
1月26日	確認書発送開始
1月31日	給付開始

対象世帯等

対象世帯	基準日（令和5年12月1日）に久留米市に住民登録があり、令和5年度分の世帯全員の住民税が非課税である世帯 住民税課税者の被扶養者のみで構成されている世帯は支給対象外		
給付額	7万円（1世帯あたり）		
支給市町村	令和5年12月1日に住所地のある市町村		
手続方法	[通知書方式] 市が口座登録のある該当世帯に通知書を発送する。辞退者以外提出不要。	[確認書方式] 市が該当世帯に支給要件確認書を発送し、返送。書類審査後に支給。	[申請方式] 市民が市に申請書を提出。書類審査後に支給。
申請期限	令和6年5月31日		

支給実績（令和5年度）

	通知書	確認書	申請書（※）
送付件数	33,733世帯	2,982世帯	—
支給件数	33,326世帯	2,039世帯	446世帯
支給割合	98.8%	68.4%	—
支給額	2,332,820千円	142,730千円	31,220千円
支給額計	35,811世帯 2,506,770千円		

※非課税世帯における申請書とは、住民税の賦課基準日以降（R5.1.2～）の転入者など、本市において税情報や口座情報を把握していない給付対象世帯に対して取り扱ったもの。

■歳出

項目	予算額	決算額	繰越額
事業費	2,658,530千円	2,506,560千円	68,530千円

事務費	88,542千円	33,766千円	12,742千円
合計	2,747,072千円	2,540,326千円	81,272千円

※当事業は、地方創生臨時交付金10/10の財源を受けて実施するもの

事業名 物価高騰対応追加支援給付金給付事業 (担当課 健康福祉部総務)

事業開始年度	令和5年度		
6年度予算	734,733千円	前年度決算	44,577千円
補助率	地方創生臨時交付金 国10/10	根拠法令等	市要綱

目的 エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯（住民税非課税世帯等）に対して、生活・暮らしの支援を行う観点から、給付金を支給するもの。

事業内容 対象世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給する。なお、令和5年度価格高騰重点支援給付金3万円を受給されている世帯には、差額7万円を支給する。
併せて、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算（こども加算）として、18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する。

給付スケジュール等

- 令和6年2月20日 定例議会にて補正予算成立
- 3月13日 通知書発送開始（均等割のみ課税世帯）
- 3月21日 確認書発送開始（均等割のみ課税世帯）
- 3月29日 給付開始（均等割のみ課税世帯）

※こども加算の対象世帯への通知及び給付は令和6年度から実施

対象世帯等

	均等割のみ課税世帯		こども加算		
対象世帯	基準日（令和5年12月1日）に久留米市に住民登録があり、令和5年度分の住民税が均等割のみ課税である世帯		基準日（令和5年12月1日）に久留米市に住民登録がある令和5年度分住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯		
給付額	10万円（1世帯あたり） ただし、令和5年度価格高騰重点支援給付金3万円受給世帯は7万円		5万円（児童1人あたり）		
支給市町村	令和5年12月1日に住所地のある市町村				
手続方法	[通知書方式] 市が口座登録のある該当世帯に通知書を発送する。辞退者以外提出不要。	[確認書方式] 市が該当世帯に支給要件確認書を発送し、返送。書類審査後に支給。	[申請方式] 市民が市に申請書を提出。書類審査後に支給。	[通知書方式] 市が口座登録のある該当世帯に通知書を発送する。辞退者以外提出不要。	[申請方式] 市民が市に申請書を提出。書類審査後に支給。
申請期限	令和6年8月31日				

支給実績（令和5年度）

	均等割りのみ課税世帯		
	通知書	確認書	申請書
送付件数	5,283世帯	462世帯	—
支給件数	610世帯	0世帯	0世帯
支給割合	11.5%	0%	0%
支給額	42,700千円	0千円	0千円
支給額計	610世帯 42,700千円		

※均等割のみ課税世帯における申請書とは、住民税の賦課基準日以降（R5.1.2～）の転入者など、本市において税情報や口座情報を把握していない給付対象世帯に対して取り扱ったもの。

■歳出

項目	予算額	決算額	繰越額
事業費	1,456,900千円	42,700千円	713,900千円
事務費	44,583千円	1,877千円	20,833千円
合計	1,501,483千円	44,577千円	734,733千円

※当事業は、地方創生臨時交付金10/10の財源を受けて実施するもの

公的扶助

I. 生活保護

1. 生活保護

事業名 生活保護 (担当課 生活支援第1・2課)

事業開始年度	昭和25年度		
6年度予算	11,328,971千円 (生活保護費) 3,767千円 (就労給付金) 4,200千円 (進学給付金)	前年度決算	11,379,902千円 (生活保護費) 3,660千円 (就労給付金) 3,900千円 (進学給付金)
補助率	国3/4	根拠法令等	生活保護法

目的 生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として設けられた制度であり、すべての国民は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。ただし、生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであり、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助等は、すべて生活保護に優先して行われるものである。

事業内容

(1) 保護の種類

生活扶助・住宅扶助・教育扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助・就労自立給付金・進学就職準備給付金があり、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行う。

生活扶助	① 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの ② 移送
住宅扶助	① 住居 ② 補修その他住宅の維持に必要なもの
教育扶助	① 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品 ② 義務教育に伴って必要な通学用品 ③ 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの
医療扶助	① 診察 ② 薬剤又は治療材料 ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥ 移送
介護扶助	① 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。） ② 福祉用具 ③ 住宅改修 ④ 施設介護 ⑤ 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。） ⑥ 介護予防福祉用具 ⑦ 介護予防住宅改修 ⑧ 移送
出産扶助	① 分べんの介助 ② 分べん前及び分べん後の処置 ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料
生業扶助	① 生業に必要な資金、器具または資料 ② 生業に必要な技能の修得 ③ 就労のために必要なもの
葬祭扶助	① 検案 ② 死体の運搬 ③ 火葬又は埋葬 ④ 納骨その他葬祭のために必要なもの
就労自立給付金	① 保護受給中の収入認定額の範囲内で仮想的に積み立て、保護脱却時に一括支給 ② 上限額 単身世帯 10万円、複数世帯 15万円

進学・就職準備 給付金	① 高校等卒業後に大学等に進学または就職する被保護者を対象とし、進学または就職に伴い、保護廃止する場合に進学・就職時の新生活立上げ費用として一括支給 ② 上限額 引き続き同じ住居に住む場合 10 万円、転居する場合 30 万円
----------------	--

(2) 保護の動向

区分		年度				
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
世帯数 (世帯)		127,771	128,716	129,527	129,527	130,900
人口 (人)		303,246	303,316	302,275	302,275	301,654
被保護世帯数 (世帯)		5,118	5,213	5,289	5,291	5,287
被保護人員 (人)		6,549	6,559	6,615	6,538	6,469
保護率 (%)	市	2.15	2.16	2.18	2.16	2.15
	県	2.41	2.38	2.35	2.33	2.32
	全国	1.64	1.63	1.62	1.62	1.62

※世帯数・人口は各年10月1日現在推計人口、令和2年は国勢調査値

※保護率は当該年度の前年度10月1日現在の人口を算出基礎としている (保護率算出基礎人口)

※被保護世帯数・被保護者人員は年度平均

(3) 標準3人世帯の生活扶助基準額 (平均月額) の年次推移

区分	R1 年度		R2 年度		R3 年度	R4 年度	R5 年度
	基準額 (円)	前年比 (円)	指数 (%)	基準額 (円)	前年比 (円)	指数 (%)	基準額 (円)
基準額 (円)	135,090	137,080	137,080	137,170	138,940	138,940	142,500
前年比 (円)	±0	+1,990	±0	+90	+1,770	±0	+3,560
指数 (%)	100	101	100	100	101	100	102

※標準3人世帯とは、33歳(男)・29歳(女)・4歳(子)の3人で構成される世帯

※令和3年度以降の基準額は、世帯当たりの最低生活費のうち的生活扶助額であり、冬季加算 (VI区5/12) を含め年平均としたもの(指数については前年度時点の同条件による算出額との比較) (参考:福岡県の生活保護)

(4) 扶助別扶助費状況

(単位:千円)

区分	R1 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度	
	金額	構成比								
総 額	11,087,751	-	11,051,223	-	11,202,625	-	11,186,639	-	11,379,902	-
生活扶助	2,980,697	26.9%	2,986,701	27.0%	2,964,413	26.5%	2,905,528	26.0%	2,876,413	25.3%
住宅扶助	1,450,105	13.1%	1,489,660	13.4%	1,512,054	13.5%	1,520,181	13.5%	1,519,231	13.3%
教育扶助	43,285	0.4%	46,513	0.4%	41,999	0.4%	38,964	0.4%	36,057	0.3%
医療扶助	6,275,349	56.6%	6,183,522	56.0%	6,322,662	56.4%	6,359,470	56.9%	6,602,802	58.0%
介護扶助	267,008	2.4%	282,245	2.6%	294,814	2.6%	295,727	2.6%	280,719	2.5%
そ の 他	71,307	0.6%	62,585	0.6%	66,683	0.6%	66,769	0.6%	64,680	0.6%

(5) 世帯類型別被保護世帯数

(単位：世帯)

区分	R1 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度	
	世帯数	構成比								
総 数	5,118	-	5,213	-	5,289	-	5,291	-	5,287	-
高齢者世帯	2,605	50.9%	2,679	51.4%	2,757	52.1%	2,808	53.1%	2,810	53.2%
母子世帯	253	4.9%	252	4.9%	252	4.8%	238	4.5%	228	4.3%
障害者世帯	784	15.3%	737	14.1%	764	14.4%	792	15.0%	816	15.4%
傷病者世帯	839	16.4%	866	16.6%	849	16.1%	811	15.3%	799	15.1%
その他及び 停止中	637	12.5%	679	13.0%	667	12.6%	642	12.1%	634	12.0%

*年度平均のデータ

(6) 労働力類型別世帯の状況

(単位：世帯)

区分		年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
総 数			5,118	5,213	5,289	5,291	5,287
世帯主が働いて いる世帯	計		461	544	604	634	657
	常用		406	394	382	368	359
	日雇		23	31	34	35	32
	内職		28	109	174	217	250
	その他		4	10	14	14	16
世帯員が働いている世帯			83	82	85	87	82
働いている者のいない世帯			4,559	4,575	4,589	4,562	4,537
停 止 中 等			15	12	11	8	11

*年度平均のデータ

(7) 病類別医療扶助人員の状況

(単位：人)

区分		年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
入 院	精神		216	205	196	175	170
	その他		189	178	185	188	191
	小計		405	383	381	363	361
入 院 外	精神		123	96	75	60	51
	その他		5,253	5,045	5,148	5,175	5,131
	小計		5,376	5,141	5,223	5,235	5,182
合 計			5,786	5,781	5,524	5,604	5,598

*各年年度末時点のデータ

(8) 開始理由別被保護世帯

(単位：世帯)

区分 \ 年度	R1 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度	
	世帯数	構成比								
総 数	500	-	593	-	610	-	561	-	626	-
世帯主の傷病	137	27.4%	105	17.7%	106	17.4%	102	18.2%	118	18.9%
世帯員の傷病	4	0.8%	5	0.8%	3	0.5%	4	0.7%	5	0.8%
要介護状態	16	3.2%	13	2.1%	19	3.1%	16	2.9%	18	2.9%
稼働者の死亡・離別	22	4.4%	29	4.8%	31	5.1%	22	3.9%	23	3.7%
勤労収入の減少等	73	14.6%	130	21.9%	114	18.7%	70	12.5%	106	16.9%
預金・仕送りの減少等	126	25.2%	221	37.2%	244	40.0%	217	38.7%	260	41.5%
他管内からの転入	57	11.4%	38	6.4%	52	8.5%	90	16.0%	40	6.4%
そ の 他	65	13.0%	52	8.7%	41	6.7%	40	7.1%	56	8.9%

(9) 廃止理由別被保護世帯

(単位：世帯)

区分 \ 年度	R1 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度	
	世帯数	構成比								
総 数	425	-	532	-	551	-	581	-	603	-
世帯主の治癒	0	0%	1	0.2%	0	0%	0	0%	2	0.3%
世帯員の治癒	0	0%	1	0.2%	0	0%	0	0%	0	0%
死亡・失踪	195	45.9%	269	50.6%	238	43.2%	276	47.5%	266	44.1%
勤労収入の増加等	66	15.5%	55	10.3%	66	12.0%	72	12.4%	99	16.4%
年金・仕送りの増加等	21	4.9%	23	4.3%	53	9.6%	39	6.7%	44	7.3%
施設入所等	4	0.9%	6	1.1%	11	2.0%	13	2.2%	19	3.2%
他管内への転出	41	23.1%	31	5.8%	36	6.5%	48	8.3%	37	6.1%
そ の 他	98	9.7%	146	27.4%	147	26.7%	133	22.9%	136	22.6%